

家庭医（かかりつけ医）制度の整備の推進に関する法律案の立法事実について

背景

- 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、過度な受診控えの発生、発熱や咳などの症状が出て、健康上の不安を相談できる医師がいないため、適切な相談・検査・治療に結びつけることができない、施設や自宅で療養を行う新型コロナウイルス感染症の軽症者等に対する医療提供体制が十分でなく、適切な医療を受けられず、症状が重篤化し死亡するケースが生じているといった、我が国の医療提供体制の課題が大きく浮き彫りになった。
- 医療の進歩により、結核などの「感染症」による死亡は激減する一方、がんや循環器病などの「生活習慣病」による死亡は増加。また、現在の医療需要の3分の1が生活習慣病関連であるなど、**我が国の疾病構造は大きく変化**してきた。
- 勤務医の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、その背景には、地域医療提供体制における機能分化・連携が不十分な地域の存在や国民の医療のかかり方等の様々な課題が絡み合っていることが指摘されている。

☞ **コロナ禍で、一人ひとりが守られていない我が国の脆弱な医療提供体制が明らかに。**

- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症に罹患した方々に対しては、一人ひとりの健康の状況を熟知した医師によるきめ細かく行き届いたケアを提供できるようにする医療が必要。
- 生活習慣病は日常の生活習慣を改善することで予防可能な疾病であり、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな健康管理を通じて、健康を維持・増進できる医療が必要。
- 医師の働き方改革の推進のためには、プライマリ・ケアの充実を図り、地域医療におけるプライマリ・ケアと専門的な医療との適切な役割分担や相互の連携協力の確保を進めていくことが必要。

☞ **一人ひとりに寄り添う「国民本位の医療制度」の構築が求められている。**

☞ **プライマリ・ケアを担うかかりつけの医師の役割やその普及の推進がますます重要に。**

法案の提出

- **地域におけるプライマリ・ケアの実現を図る**ため、諸外国の先進事例を参考にしつつ、すべての国民がかかりつけの医師を持つことができ、予防医療・医療相談を受けられる「**日本版家庭医制度**」の整備を図ることにより、国民本位の健康長寿社会の実現を目指す。

※ プライマリ・ケア：地域住民の疾病その他のあらゆる健康上の問題に対し、その初期の段階で適切な対応を行い、必要に応じて予防管理及び継続的な医療を総合的に提供すること。